

公益財団法人よこはま学校食育財団  
「横浜市学校給食基準献立予定表」広告掲載に関する基準

制 定 平成27年11月1日  
最近改正 平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、「横浜市学校給食基準献立予定表」(以下「献立表」という。)への広告掲載の可否について準用する「横浜市広告掲載基準」に規定するもののほか必要な事項について定めるものである。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 献立表へ掲載する広告は、横浜市立小学校及び義務教育学校の前期課程において児童等へ配布する紙面の性格上、その品性を損なわない広告が望ましく、かつ市民に不利益を与えないものとしなければならない。

(掲載基準)

第3条 次の各号に定めるものは、掲載しない。

- (1) 食品類における特定の商品名の広告
- (2) 公益財団法人よこはま学校食育財団(以下「本財団」という。)の目的事業である地産地消及び食育の推進という分野の特殊性に鑑み、ファーストフード販売企業等の広告
- (3) 本財団の学校給食物資の供給先である横浜市立学校の教育活動との関係に鑑み、学習塾、外国語教室、私立学校(大学を除く)、教員採用試験予備校、教員採用試験関係出版社、上記業種に準ずるものの広告
- (4) 神奈川県青少年保護育成条例に抵触するゲーム等の広告
- (5) 上記のほかに食育推進の観点から、掲載が望ましくないと判断される広告

(その他広告掲載に関して必要な事項)

第4条 「公益財団法人よこはま学校食育財団広告掲載要綱」、「公益財団法人よこはま学校食育財団「横浜市学校給食基準献立予定表」広告掲載に関する事務取扱要綱」及び「横浜市広告掲載基準」を遵守し、広告掲載を実施すること。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。